

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務約款

(責務)

- 第1条 提出者（以下「甲」という。）及びイーハウス建築センター株式会社（以下「乙」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び告示を遵守し、この約款（計画書及び引受証を含む。以下同じ。）及び乙が定める建築物省エネ法判定業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 甲は、建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「計画」という。）に係る計画書、申請書及び添付図書について事実と相違ない内容を記載しなければならない。
 - 3 乙は、甲から乙の法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「業務」という。）の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 4 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって業務を実施し、次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに、適合判定通知書を交付し、又は適合判定書を通知できない旨の通知をしなければならない。
 - 5 甲は、規程別表第3に基づき算定された引受証に定められた額の料金を第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
 - 6 甲は、この契約に定めのある場合又は乙の請求があるときは、乙の業務の遂行に必要な範囲内において、引受証に定められた業務の対象建築物の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 7 甲は、乙の業務において、対象建築物の計画及び軽微変更該当証明申請（以下「申請」という。）に係る図書に関し、乙の審査において必要と認められる説明等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正や説明書の提出等必要な措置をとらなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、当該期限内にこれを行わなければならない。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は計画の提出にあつては提出を受けた日から14日以内、申請にあつては甲乙協議して定めた日とする。
- 2 乙は、適合判定書を交付することができない合理的な理由があるとき又は計画若しくは申請が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうか決定をすることができない正当な理由があるときは、前項の期間を延長することができる。
 - 3 乙は、甲が前条第5項から第7項までに定める責務を怠ったときその他乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに業務を完成することができない場合には、甲に対してその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(判定料金の支払期日)

- 第3条 甲の支払期日は、判定料金に係る請求書の発行日から適合判定通知書若しくは軽微変更証明書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付日の前日とする。

(判定料金の支払方法)

- 第4条 甲は、判定料金を前条の支払期日までに乙の指定する銀行口座に振り込みの方法で支払うものとする。なお、振込に係る費用は甲の負担とする。

2 甲は、甲乙協議により合意した場合は別の支払方法をとることができる。

(審査中の計画変更)

第5条 甲は、適合判定通知書等の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合、甲は、当該計画の提出又は申請（以下「提出等」という。）を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物の計画を乙に再度提出等する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

2 前項の提出等の取下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知することにより、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく、判定業務を業務期日までに完了せず、またその見込みのないとき
(2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、この業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって計画の提出等を取り下げる旨を通知することにより、この契約を解除することができる。

3 第1項の契約解除の場合、甲は、判定料金が既に支払われているときはこれを返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

4 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

5 第2項の契約解除の場合、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを乙に返還せず、また当該判定料金がいまだ支払われていないときはこれを甲に請求することができる。

6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、書面をもって通知することにより、この契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、判定料金を支払期日までに支払わないとき

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項の契約解除の場合、乙は、判定料金が既に支払われているときはこれを乙に返還せず、当該判定料金がいまだ支払われていないときはこれを甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は判定業務を実施することにより、甲の提出等に係る建築物が建築基準法その他の法令に適合することを保証しない、

2 乙は、判定業務を実施することにより、甲の提出等に係る建築物に瑕疵がないことを保証し

ない。

3 乙は、甲が提出等した提出書類に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定業務の結果に責任を負わない。

(秘密保持)

第9条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は令和7年4月1日より適用する。